

佐賀県告示第 466 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 27 年 10 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

鹿島市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 63 年 3 月 2 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 62 年佐賀県告示第 167 号、平成 5 年佐賀県告示第 99 号、平成 10 年佐賀県告示第 15 号及び平成 16 年佐賀県告示第 536 号の事業地に鹿島市大字井手字参本松及び字四本谷、大字納富分字廣瀬、字名子、字前田、字琴路、字永吉良、字鐘頭及び字山田並びに大字山浦字南川及び字地神を加え、大字井手字参の柳及び字五本松、大字中村字貝橋、大字重ノ木字瀬戸口角、字柿角、字松角及び字杉角並びに大字納富分字久保、字木ノ宮、字島田、字印鑰、字馬場、字山王、字橋川、字古川及び字井手口地内において事業地を変更する。